

防整施第17504号
28.10.11
一部改正 防整施第15319号
令和6年6月28日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置要綱に基づき細部実施要領について（通知）

標記について、中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置について（防経施第3977号。24.3.28）別紙「中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チーム設置要綱」第9の規定に基づき別紙のとおり定めたので通知する。

なお、中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置要綱に基づき細部実施要領について（防整施第15583号。27.10.1）は、廃止する。

添付書類：別紙

中央施設整備調査チームの細部実施要領

(中央施設整備調査チームの業務及び構成に係る細部事項)

第1 中央施設整備調査チーム（以下「中央チーム」という。）における中央副チーム長の業務及び構成は、次のとおりとする。

(1) 総括担当副チーム長

総括担当副チーム長は、中央副チーム長のうち、整備計画局施設計画課長をもって充て、次に掲げる事務をつかさどることとし、これら事務を処理するため、当該副チーム長の下に総括班を置く。

ア 中央チームの業務の総括に関すること。

イ 中央チームの訓練に関すること。

ウ 中央チームの参集に関すること。

エ 地方施設整備調査チーム（以下「地方チーム」という。）及び部隊等からの支援要請に関すること。

オ 災害発生時における省内及び報道機関等からの情報収集に関すること。

カ 情報の取り纏めに関すること。

キ 派遣する中央チーム員の移動、通信、給食及び宿泊等の支援に関すること。

(2) 連絡調整担当副チーム長

連絡調整担当副チーム長は、中央副チーム長のうち、整備計画局施設整備官をもって充て、地方防衛局等及び部隊等からの情報収集（技術支援担当副チーム長が所掌する技術的情報を除く。）に関する事務をつかさどることとし、これら事務を処理するため、当該副チーム長の下に連絡調整班を置く。

(3) 技術支援担当副チーム長

技術支援担当副チーム長は、中央副チーム長のうち、整備計画局施設整備官をもって充て、次に掲げる事務をつかさどることとし、これら事務を処理するため、当該副チーム長の下に技術支援班を置く。

ア 地方チーム及び部隊等に対する技術支援に関すること。

イ 中央チーム員が実施する調査に関すること。

ウ 中央チーム員が実施する調査に必要な装備品の調達及び管理に関すること。

エ 被災した自衛隊施設の技術的な情報の収集に関すること。

(4) 特命担当副チーム長

特命担当副チーム長は、中央副チーム長のうち、整備計画局建設制度官をもって充て、中央チーム長の命を受け、必要な事務を処理するものとする。

(中央チームの緊急参集等)

第2 総括担当副チーム長は、報道等により国内において災害の発生が確認され、自衛隊施設に対し著しい被害が発生した場合、又は、発生している可能性がある判断される場合には、連絡調整担当副チーム長、技術支援担当副チーム長等を遅滞なく参集させるとともに、部隊等と被災した自衛隊施設を管理する部隊等に対する技術支援の要請等について協議するものとする。

(委任規定)

第3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、整備計画局施設計画課長が、整備計画局建設制度官及び整備計画局施設整備官と協議の上、定めるものとする。

(その他)

第4 この要領は、その実施状況に照らして、適宜見直しを行うものとする。